

国民年金からのお知らせ

退職(失業)による保険料の特例免除制度について

厚生年金または共済組合に加入していた60歳未満の方が退職(失業)すると、市役所で国民年金の第1号被保険者になるための手続きを行い、保険料(平成23年度月額1万5020円)を納めることとなります。

ただし、保険料を納めることが困難な方には、申請によって保険料の納付が免除される制度があります。

本来は、本人・配偶者・世帯主の所得審査などがありますが、平成22年4月1日以降に失業した方は、特例として本人の所得審査がなくなり、失業した年度とその翌年度になります。

※配偶者・世帯主の所得審査はありませんが、それぞれが退職(失業)している場合は、所得審査がなくなります。



※平成22年7月～平成23年6月分保険料の免除審査は、平成22年度所得(平成21年中所得)により行われます。

▽**全額免除された期間の扱い**
・老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。

・国庫負担金として2分の1の年金額が保障されます(平成21年3月までは、3分の1の保障となります)。
・障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格に算入されま

す。

※保険料の全額が免除される全額免除のほか、申請者の任意または他の方の所得審査によって保険料の一部を納付する4分の1免除、半額免除、または4分の3免除になる場合があります。

▽申請期限

平成22年7月以降の保険料が未納となつている方の免除申請期限は、8月1日(月)です。本年7月以降の保険料の免除申請は、手続きの際に相談ください。

▽手続きに必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号の分かるもの
- ・認印
- ・雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票など



※平成22年1月2日以降の転入により本市で所得を確認できない場合は、所得証明書が必要ですよ。

保険料免除期間の追納について

免除の承認をされた期間は、定額保険料で納めた場合よりも老齢基礎年金額が少なくなります。

しかし、10年以内であればその期間の保険料をさかのぼって「追納」をすることができ、満額の老齢基礎年金額に近づきたい方は、生活に余裕ができた時に、豊岡年金事務所「追納」の手続きをしてください。

▽**手続きに必要なもの**
・年金手帳または基礎年金番号

免除された年度	追納保険料額			
	4分の1免除	半額免除	4分の3免除	全額免除・猶予
平成13年度(10年度目)	—	—	—	15,350円
平成14年度(9年度目)	—	7,380円	—	14,760円
平成15年度(8年度目)	—	7,270円	—	14,540円
平成16年度(7年度目)	—	7,170円	—	14,340円
平成17年度(6年度目)	—	7,190円	—	14,380円
平成18年度(5年度目)	3,610円	7,220円	10,830円	14,440円
平成19年度(4年度目)	3,610円	7,230円	10,840円	14,470円
平成20年度(3年度目)	3,640円	7,290円	10,940円	14,580円
平成21年度(2年度目)	3,660円	7,330円	10,990円	14,660円
平成22年度(1年度目)	3,770円	7,550円	11,320円	15,100円

豊岡年金事務所からのお知らせ

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。
お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものを持参ください。
なお、代理者のときは委任状と代理者の身分証明書を準備ください。

●6月11日(土)は

午前9時30分～午後4時

●6月6日・13日・20日・27日の月曜日は、

午前8時30分～午後7時

●年金受給に関する電話での問合せ

ねんきんダイヤル

☎0570-051165

IP電話・PHS

☎03-6700-1165

●年金個人情報サービス

日本年金機構

ホームページアドレス

<http://www.nenkin.go.jp/>

《問合せ》

▽豊岡年金事務所

☎22-0948

▽市民課市民係

☎21-9015または各

総合支所市民福祉課

地域包括支援センターからのお知らせ

① 認知症を知る

認知症の専門医療や、かかりつけ医との連携、相談対応など地域における認知症医療の中枢を担うことを目的に、公立豊岡病院内に認知症疾患医療センターが設置されました。これに伴い、豊岡地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、地域における認知症ケア体制と医療との連携体制の強化を図りました。

今回から6回シリーズで、認知症に関する記事を掲載します。

《問合せ》 高年福祉課 豊岡地域包括支援センター
☎ 24-2409

認知症は病名じゃない

認知症とは病名ではなく、大脳の細胞が壊れることで、情報を分析したり、記憶したり、思い出したりする機能が低下し、生活が困難になった状態を表します。



認知症と物忘れ

加齢とともに誰でも物忘れをしやすくなります。「認知症が始まったのでは？」と心配になることもありますが、単なる物忘れは認知症ではありません。



認知症と物忘れ 見分けの3つのポイント

- ① 出来事の細部を忘れたのか、出来事自体を忘れたのか
- ② 忘れたことを指摘されたら思い出せるかどうか

③ 《相談窓口》

名称	電話	ファックス
豊岡地域包括支援センター	24-2409	24-9088
公立豊岡病院認知症疾患医療センター	22-1090	22-1090

③ 忘れたという自覚があるかどうか
※出来事自体を忘れ、指摘されても思い出せず、忘れた可能性がありません。

例えば、こんな受け答えから判断できます

問いかけ

「どうして伝言を伝えてくれなかったの?」



返答その1

「あっ、そうだ。伝言があったのに、忘れてごめん」
⇒ 単なる物忘れです



返答その2

「私は伝言なんて聞いていない。なぜそんなことを聞くのか」
⇒ 度重なりと認知症の可能性が
あります



みんなで美しい豊岡を：② 「クリーン但馬10万人大作戦」を実施!

クリーン作戦は、平成2年に「クリーン但馬5万人大作戦」として始まり、国民体育大会を契機に「クリーン但馬10万人大作戦」に規模を拡大し、今年で21回目を迎えます。

昨年は市内で延べ3万8千人が参加し、清掃土砂を含め約460トンものごみが回収されました。

今年も6月5日(日)を基準日に実施しますので、協力をお願いいたします。

※地域や地区の事情により実施日は異なります。

作業内容

- ・ 各区の区長さんを中心に次の作業を実施してください。
- ・ 区内の幹線道路周辺の空き缶などのポイ捨てごみを回収してください。
- ・ 燃やすごみ、燃やさないごみに分別し、それぞれのゴミ袋に入れてください。
- ・ 清掃土砂は土のう袋に入れてください。
- ・ 不法投棄された古タイヤ、テレビなどの処理困難物(豊岡清掃センターで処理できない)

ごみも集積場所に集めてください。

※作業中は事故のないよう通行車両などに十分注意してください。

ポイ捨ては あなたの心の落とし物

軽い気持ちでポイ捨てされたごみは、地域的美観を損ねるだけでなく、水路へ流れたものは田んぼや海岸に流れ着き、農家や沿岸部に住む方に変な迷惑を掛けています。

また、動物や魚、植物など私たち市民共通の貴重な財産である自然を守っていくためにも、絶対にポイ捨てはしないようにしましょう。

なお、法律に違反してごみを投棄した場合は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金(またはその両方)に処せられます(法人の場合は、3億円以下の罰金)。

「ごみのない美しいまち豊岡」を目指しましょう。

《問合せ》生活環境課 環境衛生係 ☎ 23-5304

